

質疑応答書

令和6年9月18日

入札件名 市民広場駐車場機器賃貸借及び保守管理業務委託

質 問 事 項	回 答
・ 契約書は貴市指定、もしくはこちらで準備した書式で契約となりますでしょうか。貴市指定書式がある場合はご提示いただけますでしょうか。また、内容につきまして落札後協議可能でしょうか。	・ 本市にて準備しますが、事前公表は行っておりませんので、契約書標準様式を佐野市のホームページにてご確認ください。 また、本業務の契約に必要となる事項で、本市の約款に定めのないもの等については、発注者受注者双方の協議によるものとします。
・ 過去に同様の賃貸借契約実施後、予算削減等で契約解除に至った事案はありますでしょうか。また、もし貴市事由にて途中解約や移設などが発生した場合、残期間分の賃貸借料や移設費はお支払いいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	・ 過去のすべての事案については把握しておりませんが、近年の駐車場機器賃貸借契約においては、そのような事案はありません。 また、市の責めにより、損害が生じた場合には、本市の契約約款に基づき、損害賠償について協議いたします。
・ 期間満了後は再賃貸借との認識でよろしいでしょうか。また、もし再賃貸借となる際は動産総合保険は付加しなくてよいとの認識でよろしいでしょうか。	・ 契約期間満了後の予算は確定していないため、現段階では未定です。なお、再賃貸借した場合、動産総合保険についてはご認識のとおりです。

・ 動産総合保険は保険金額が物件納入価格を基に経過期間に応じて逡減いたします。重過失や地震、噴火、津波などの自然災害については対象外となります。 上記にて問題ありませんでしょうか。 ・ 契約不適合事項が発生した際は、賃貸人となるリース会社ではなく物件を準備する弊社と直接問題解決するという認識でよろしいでしょうか。 ・ 感染症の流行や、海外事情などでやむを得ず納入が遅延してしまう場合、賃貸借の開始期間を変更していただくことは可能でしょうか。	・ 問題ありません。 ・ 佐野市の契約約款では契約不適合責任について、3者契約の場合は賃貸人（貸主）又は受注者（納入業者）に対し、2者契約の場合は賃貸人に対して、契約不適合時のその修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行を請求することができるとしています。 ・ 賃貸借開始期間については、仕様書のとおりとなります。
--	---

(注)

- ・ この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。